

平成 2 2 年度

多文化共生推進施策

岐阜県

# 平成22年度 多文化共生推進施策 ～外国籍の県民とともに進める地域づくり～

## 1 コミュニケーション支援

日本語を十分に理解できない在住外国人に対して、地域生活で必要となる情報を母語で提供していく一方、在住外国人が日本人とともに生活していくための、日本語でのコミュニケーション能力を高めるため、必要な取り組みを進めます。

### (1) 地域における情報の多言語化

#### **拡充** 在住外国人行政相談員の設置 (48,501千円)

- ・ポルトガル語に対応できる在住外国人行政相談員（以下「相談員」という。）を、平成21年度に引き続きブラジル人が多く集住する中濃・西濃地域に各1名ずつ継続して設置します。また、平成21年2月から緊急雇用した相談員を、引き続き当該2地域と岐阜・東濃地域に5名設置するのに加え、平成21年8月から、フィリピン人の多い岐阜・中濃地域では、タガログ語に対応できる相談員を1名ずつ配置し、各種県業務に係る通訳等、在住外国人にとって住みよい生活環境づくりを推進します。（岐阜総合庁舎2名、西濃総合庁舎2名、可茂総合庁舎3名、中濃総合庁舎1名、東濃西部総合庁舎1名、計9名）
- ・さらに、(財)岐阜県国際交流センターに配置している4名のポルトガル語相談員のうち、3名を継続して配置するとともに、1名をタガログ語対応に切り替え、各種行政窓口へ派遣するなど、在住外国人に対する相談体制を充実強化します。

[国際課・国際交流センター]

#### **拡充** 在住外国人行政相談員のためのスキルアップ研修実施 (218千円)

- ・県や(財)岐阜県国際交流センターに設置している在住外国人行政相談員を対象に、複雑化する相談事例への対応能力の向上を目的とした研修会を毎月開催し、相談員のスキルアップを図るとともに、相談員が受けた相談事例集の作成に向けた検討を行います。

[国際課]

#### **拡充** 国際交流センターにおける相談窓口の利便性の向上

- ・国際交流センターにおいて、県の国際交流員（CIR）及び行政相談員を活用し、5言語（ポルトガル語、中国語、英語、タガログ語、日本語）に対応できるような相談体制を整備するとともに、より外国人に活用してもらえるよう、PRを充実させます。また、電話で気軽に相談ができるよう、三者通話ができる「トリオホン」を設置します。
- ・また、専門的見地から適切な解決策を提供するため、専門カウンセラーによる「こころの相談」を実施するとともに、市町村国際交流協会の要請等により、弁護士等の専門家を派遣する。

※国際交流センター事業

#### ○ 人材チャレンジセンター窓口への通訳配置 (2,264千円)

- ・ポルトガル語の通訳を、人材チャレンジセンターに週2回（火・木）配置し、キャリアカウンセラーが外国人労働者に対してカウンセリングを行う際の通訳を行います。

[労働雇用課]

#### ○ 「ジョブライフぎふ」窓口への通訳配置 (1,600千円)

- ・「岐阜県求職者総合支援センター（ジョブライフぎふ）」に、ポルトガル語の通訳を週2回（月・金）配置し、外国人からの相談に対する体制を整えます。

[労働雇用課]

#### ○ 情報誌「世界はひとつ」の発行

- ・国際交流センターにおいて、県内の国際交流団体等の活動状況、国際交流イベント情報や外国人への生活情報を掲載した4言語（ポルトガル語、中国語、英語、日本語）による情報誌を発行し、外国人への情報提供を充実させます。

※国際交流センター事業

#### **新規** 多言語情報ポータル構築

- ・在住外国人の「言葉の壁」を解消するために、外国人向けの多言語情報を一元的に集約するポータルページを作成します。また、行政相談員が受けた相談の事例集をFAQとして掲載し、誰でも気軽に活用できるようにします。

[国際課・国際交流センター]

#### ○ 通訳ボランティアの育成

- ・「医療」、「災害」といった緊急性のある事案に対応できるよう、国際交流センターにおいて、ボランティア養成のための研修会を実施するとともに、県や市町村で登録しているボランティアのネットワーク化を図り、有事に対応できる体制づくりを推進します。

## (2)日本語を学習するための支援

### ○日本語教室の開催支援

- ・国際交流センターにおいて、日本語教室の開催が困難なNPO団体等を対象に、場所や教材の提供等を行い、外国人の日本語学習環境を充実させます。

※国際交流センター事業

### ○日本語指導ボランティアの育成

- ・国際交流センターにおいて、NPO団体等が行う日本語教室で教えている日本語指導ボランティアのスキルアップを図るため、研修会を開催します。

※国際交流センター事業

### ○日本語指導ボランティアのネットワーク化

- ・国際交流センターにおいて、県内の日本語指導ボランティアのネットワーク構築の足がかりとするため、意見交換会、ワークショップを開催します。

※国際交流センター事業

### ○県・市町村・外国人労働者受入企業の連携による生活習慣講習等の開催

- ・外国人労働者向けの生活習慣講習や日本語教室を、当該外国人労働者を受け入れている企業内で実施できるよう企業と協議を行い、実施していきます。

[国際課]

### ○外国人看護師候補者に対する支援 (6,465千円)

- ・経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者が、国家資格を取得し日本で就労できるよう、受入施設が行う日本語研修等の支援を行います。

[医療整備課]

### ○外国人介護福祉士候補者に対する支援 (7,050千円)

- ・経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者が、国家資格を取得し日本で就労できるよう、受入施設が行う日本語研修等の支援を行います。

[高齢福祉課]

## 2 生活支援

在住外国人も「外国籍の県民」であるとの認識にのっとり、教育、労働、保健・医療、防災・防犯、生活全般等において、日本人住民に対するのと同様に、きめ細かな住民サービスを提供していきます。

### (1) 教育環境の整備

#### ○ 公立小中学校における外国人児童生徒支援加配教員の配置（25人）（229,550千円）

- 日本語指導の必要な外国人児童生徒が多数在籍する公立小中学校に対して、加配教員を配置し、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。（平成21年度と同数）

[教職員課]

#### ○ ポルトガル語を話せる外国人児童生徒適応指導員を7人配置（17,484千円）

- 日本語指導の必要な外国人児童生徒の急増に対応するため、母語を話することができる外国人児童生徒適応指導員（日本の学校生活に適應するための通訳等）を7人配置し、外国人児童生徒に母語で対応できるよう環境づくりを推進します。

[学校支援課]

#### ☆19年度好評事業☆

- 外国語（ポルトガル語）と日本語の両方が話せる外国人児童生徒適応指導員を、平成18年度から教育事務所に5人配置。19年度からは7名に増員（岐阜1、西濃2、可茂3、東濃1）
- <県民の声>
- 困っている気持ちをよく分かって相談ののってくれてうれしい。（外国人生徒）
  - 親切的な指導をしてもらえるので、子どもが安心して学校に通えるようになった。（保護者）
  - ストレスを抱えていた児童や日本語を話しながらない児童と話してもらい、本人に笑顔が戻ったり、少しずつ日本語で話し始めたりしている。（教職員）

#### ○ 外国人対応日本語指導非常勤講師の設置（52,018千円）

- 日本語指導の必要な外国人児童生徒に対応し、通級による日本語指導を実施するための非常勤講師（教員経験者等）を36人配置し、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

[教職員課]

#### ○ 高等学校における外国人生徒支援加配教員の配置（2人）（18,364千円）

- 日本語指導の必要な外国人生徒が複数在籍する高等学校に対して加配教員を配置し、外国人生徒を対象とする選択科目の開設や、放課後、空き時間に日本語指導を実施します。

[教職員課]

#### ○ 外国人学校に対する私立専修学校等教育振興費補助金の交付（15,041千円）

- 学校法人が設置する外国人学校に対し、学校運営に要する経費の1/2の範囲内で補助を行います。

[人づくり文化課]

#### ☆18年度好評事例☆

##### ○HIRO学園の「学校法人・各種学校」認可

- 県が定める学校法人等の認可基準を緩和。私塾として扱われていたブラジル人学校を、学校法人、各種学校として11月28日に認可（認可書交付）。ブラジル人学校では全国初。全国から注目される。税制上の優遇措置や通学定期の割引が可能。開校は、2月1日。定員302人、13クラス。

##### ※外国人学校の法人化に関する要件緩和

所在市町村長が設置を要望（経営破綻の際に児童生徒の転学あっせん等を市町村が確約）していることを条件として、

- 校地、校舎の借用も可（本邦学校は自己所有が原則）
- 運営資金の自己保有額を年間支出予算額の1/3から1/6に軽減

#### ○ ブラジル人学校の学校法人化に向けた支援

- 県内のブラジル人学校が各種優遇を受けられるよう、学校法人・各種学校の認可に向けて、説明会の開催、資料の提供などの支援を行います。

[国際課]

#### ○ ブラジル人子弟の交流支援（2,500千円）

- 主にブラジル人学校における日本語教室の開催など、市町村が行うブラジル人子弟に対する交流支援事業（市町村が国際交流協会などの民間団体等に対して行う補助事業を含む）に対して補助を行います。

[人づくり文化課]

#### ○ 「プレクラス」や日本語指導教室等の研究

- 外国人児童生徒への初期指導を行う「プレクラス」や日本語指導教室等に関する先進事例の調査等を進め、HP

を活用するなどして情報が必要な県内市町村に提供できるようにする。

[教育総務課]

○ 外国人生徒への母語による進路情報の提供 (42千円)

- ・「高等学校入学者選抜要項(抄)」の母語訳(ポルトガル語、中国語、英語)を関係市町村教育委員会を通して中学校及び生徒に配布し、外国人生徒の進路指導の充実を図ります。

[学校支援課]

○ 高校入試における「外国人特別枠」の実施及び検討

- ・平成22年度入学者選抜の結果と外国人生徒をとりまく動向を調べ、平成21年度の検討結果を踏まえ、更なる「外国人特別枠」の改善の必要について検討を進めます。

[教育総務課]

○ 外国人児童生徒教育連絡協議会の開催 (19,703千円の一部)

- ・外国人児童生徒が多く在籍する市町の教育委員会や学校の担当者、外国人児童生徒適応指導員との協議により、就学の促進、受入体制の整備、指導方法の改善等、外国人児童生徒の教育環境の充実に向けた取り組みを推進します。

[学校支援課]

○ 多文化共生に関する教員研修講座の実施 (5,932千円の一部)

- ・総合教育センターが行う教員研修講座で、広く幼稚園から高等学校までの教員を対象として多文化共生に関する講座を実施し、外国人児童生徒に対する指導力を高めます。

[教育研修課]

○ JETプログラムの国際交流員(CIR)の活用

- ・国際理解を深めるため、公立学校における総合的な学習の時間や外国人学校の授業・行事等において、ブラジル人国際交流員(CIR)等の積極的な活用を図ります。

※国際交流センター事業

## (2) 安心して働ける環境の整備

**拡充** 外国人労働者受入企業連携推進会議の開催 (290千円)

- ・県、外国人労働者受入企業、関係市町等で構成する「外国人労働者受入企業連携推進会議」を開催し、雇用や医療保険の加入状況改善等、企業との継続的な協力関係のあり方を協議し、企業内の外国人労働者に対する具体的な支援を実施します。当該会議は、全県的な課題や取組について協議をする全体会議と地域の実情やテーマに沿った具体的な連携支援策について協議・実施につなげるブロック別会議(各圏域)により構成します。
- ・また、三県一市で策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」について、普及・啓発のためのセミナーを開催します。

[国際課]

## (3) 安心して利用できる保健・医療体制の整備

○ 医療機能情報公表事業 (2,083千円)

- ・医療機関(病院、一般・歯科診療所、助産所)及び薬局の医療機能に関する外国語対応情報等を県が集約し、インターネットにおいて提供します。

[医療整備課・業務水道課]

## (4) 緊急時における体制の整備

**拡充** 外国人対象の地震体験車派遣事業 (2,746千円)

- ・地震体験車を県内全ての外国人学校などに派遣し、要援護者や要保護者を支援する立場にある方に実際に体験してもらい、災害への備えを促進します。

[危機管理課・国際課]

○ 災害通訳ボランティアの育成

- ・災害通訳ボランティアの派遣業務に関するマニュアルを整備するとともに、県・市町村のボランティアのネットワーク化を図り、有事に対応できる体制づくりを推進します。

[国際課・国際交流センター]

**拡充** 防犯講習会の開催

- ・各警察署において、在住外国人を集め、犯罪被害防止などを目的とした防犯講習会を開催し、日本での習慣、モラル、犯罪被害防止対策などを記載した6ヶ国語対応マニュアル(ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語、英語)を活用し防犯指導を行います。
- ・なお、講話の対象となる外国人の8割が中国人であることから、平成22年度は、中国語版の小冊子を増刷する予定です。

[警察本部]

○ **国内基礎研修・海外研修の実施** (9, 353千円)

- ・外国人が関係する事件・事故等に対応するため、国際捜査官（部内通訳人）の養成を目的として外国語委託研修を実施します。

[警察本部]

○ **ブラッシュアップ研修の実施** (853千円)

- ・養成した国際捜査官（部内通訳人）の語学力維持・向上を目的として外国語委託研修を実施します。

[警察本部]

○ **民間通訳人の活用** (18, 000千円)

- ・外国人が関係する事件捜査に対応するため、国際捜査官（部内通訳員）のみならず、積極的に民間通訳人の登録を行い、民間通訳人を効果的に活用します。

[警察本部]

○ **外国人犯罪人引き渡し条約締結に関する国への働きかけ**

- ・日本国内で犯罪を犯した外国人の国外逃亡に関し、米国・韓国のみならず、ブラジル、ペルーをはじめとする諸外国との間に「犯罪人引き渡し条約」を締結するよう国に要望します。

[国際課]

## **(5)生活全般における支援の充実**

○ **外国人交通安全教育指導員の配置** (2, 573千円)

- ・日本語が堪能な日系ブラジル人を外国人交通安全教育指導員として採用し、日系ブラジル人のコミュニティとの連携を図り、交通安全に関する相談の受理、交通安全教材の作成など効果的な交通安全教育を推進します。

[警察本部]

○ **外国人に対する交通安全教育の実施**

- ・ポルトガル語を話す外国人交通安全教育指導員を新たに設置し、ブラジル人に対する交通安全教育を強化するとともに、中国人、フィリピン人等を対象に、交通安全教育（交通講話、交通教室、自転車教室等）を実施します。

[警察本部]

○ **外国人向け交通安全テキストの活用**

- ・4言語（ポルトガル語、中国語、英語、日本語）で作成した「外国人向け交通安全テキスト」を、市町村や各警察署等を通じて、外国人への交通安全に活用します。

[環境生活政策課]

○ **多言語による案内看板の設置**

- ・外国免許から日本の免許への切替試験の受付に際し、3言語（ポルトガル語、英語、日本語）で看板を設置し、案内を実施します。

[警察本部]

○ **運転免許試験問題の多言語化**

- ・一般試験のうち学科試験は、英語、日本語で実施し、外国免許から日本の免許への切替試験のうち知識試験は、ポルトガル語、中国語、スペイン語、英語、ペルシャ語、ロシア語、タイ語、タガログ語（8カ国語）でも実施します。

[警察本部]

○ **生活ガイドブックの作成と生活オリエンテーションの実施**

- ・国際交流センターにおいて既に作成済みの多言語による生活ガイドブック（外国人が県内で生活する上で必要な情報を掲載した生活支援の一助とするためのもの）について、内容の見直しを実施します。生活オリエンテーションの実施については、外国人労働者受入企業連携推進会議における検討課題の1つとして、企業内における実施について、企業と協議を行っていきます。

※国際交流センター事業

○ **日本の生活習慣を学ぶ講習会の実施**

- ・外国人学校等において、日本の生活習慣や文化を学ぶ講習会を開催します。

[国際課]

### **拡充 「あんしん賃貸支援事業（モデル事業）」の実施**

- ・県、地元自治体、及び不動産業界が連携して、外国人が安心して民間賃貸住宅に入居・居住できる「あんしん賃貸支援事業」について、21年度に検討したスキームに基づき、モデル事業として可児市において先行実施します。

[公共建築住宅課]

○ **多文化共生を目指したブラジル野菜づくり** (7, 300千円の一部)

- ・栽培実証したブラジル野菜（ケール、ビーツ、ジロ）の生産振興を図るとともに、料理試食会で評判の良いマンジョーカーを新たに栽培実証します。また、消費拡大を図るため、日本人向けの料理講習会を引き続き開催するなどして、販売ルートの拡大を図ります。

[農業技術課]

### 3 多文化共生の地域づくり

多文化共生の地域づくりに関する意識啓発を在住外国人・日本人双方に対して行うとともに、在住外国人が参画しやすい地域づくりや在住外国人自身の取組の促進、在住外国人の意見を反映させる仕組みづくりを進めます。

#### (1) 地域社会に対する意識啓発

##### **新規** 平成22年国勢調査における定住外国人向け広報の充実（868,830千円の一部）

- ・国勢調査は、県内に住む外国人の基礎的かつ重要なデータを得るための貴重な機会であることから、調査を的確に実施していくために、調査の主旨・目的、調査方法等の周知において、多言語による幅広い広報を実施します。

[統計課]

##### **拡充** 多文化共生推進員の設置（97千円）

- ・在住外国人と日本人が相互に理解し、共に安心して暮らしていけるよう、地域における多文化共生推進のパイプ役として幅広く活躍する人材を「多文化共生推進員」として委嘱します。平成22年度は、21年度に委嘱した13人の推進員と引き続き密接に連携していくとともに、新たに推進員を委嘱し、拡充を図ります。

[国際課]

##### ○ 外国籍県民会議の開催（632千円）

- ・外国人の意見を施策に反映させるため、外国籍県民会議を定期的で開催し、県内在住外国人と行政との連携を推進します。当該会議は、全県的な課題や取組について協議をする全体会議と地域の実情やテーマに沿った具体的な連携支援策について協議し、実施につなげるブロック別会議（各圏域）を実施します。

[国際課]

##### ○ 市町村・市町村国際交流協会連絡会議等の開催（34千円）

- ・多文化共生を中心的に進めていくべき、市町村・市町村国際交流協会との連絡会議を県国際交流センターと共催する他、圏域ごとに地域連携会議を開催し、市町村等と意思疎通を図る仕組みづくりを整備します。

[国際課]

#### (2) 外国人の自立と社会参画

##### ○ 在住外国人の雇用確保・安定のための職域開発と生活支援

- ・市町村国際交流協会やNPO等が行う、雇用確保につながる多文化共生推進事業に対し、国際交流センターが3年間の時限支援策として助成します。

[国際課・国際交流センター]

##### **拡充** 南米系定住外国人のためのまちなか生活支援拠点の運営（40,087千円）

- ・大垣市の中心市街地の空き店舗を活用し、ブラジルやペルーなどの南米系定住外国人のための生活支援拠点を開設、運営します。生活・教育相談、日常生活用品の販売のほか、外国料理講習会などの地域交流イベントを開催します。

[商業流通課]

##### **拡充** 在住外国人のための就労支援研修の実施（1,890千円）

- ・平成21年度に県内3地域で実施した、ポルトガル語でのフォークリフト技能講習に引き続き、22年度は在住外国人向けの職業訓練を2コース（10人×1月）実施します。

[労働雇用課]

##### ○ 在住外国人の自立支援

- ・厳しい経済情勢・雇用情勢の中、在住外国人が地域で生活していくために必要な自立支援研修を実施し、在住外国人コミュニティのサポーターを育成します。

※国際交流センター事業

##### ○ 先導的な多文化共生事業の支援

- ・市町村国際交流協会、NPO団体等から多文化共生に関する先導的な事業企画案を幅広く公募し、委託事業として実施します。

※国際交流センター事業

##### ○ 市町村国際交流協会等の育成支援

- ・市町村、国際交流協会、NPO等関係団体を対象とした多文化共生に関する研修を実施するとともに、市町村国際交流協会等と多文化共生推進会議を開催し、総合的・戦略的に多文化共生社会の構築を進めます。

※国際交流センター事業

##### ○ 国際交流センターの基金による助成の重点化

- ・民間団体が行う国際交流事業のうち、多文化共生社会づくりに寄与する事業へ重点化して助成します。

※国際交流センター事業